

## 馬路村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)令和5年度 の人件費率
令和6 年度	人 762	千円 2,419,083	千円 83,360	千円 375,736	% 15.5	% 15.5

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

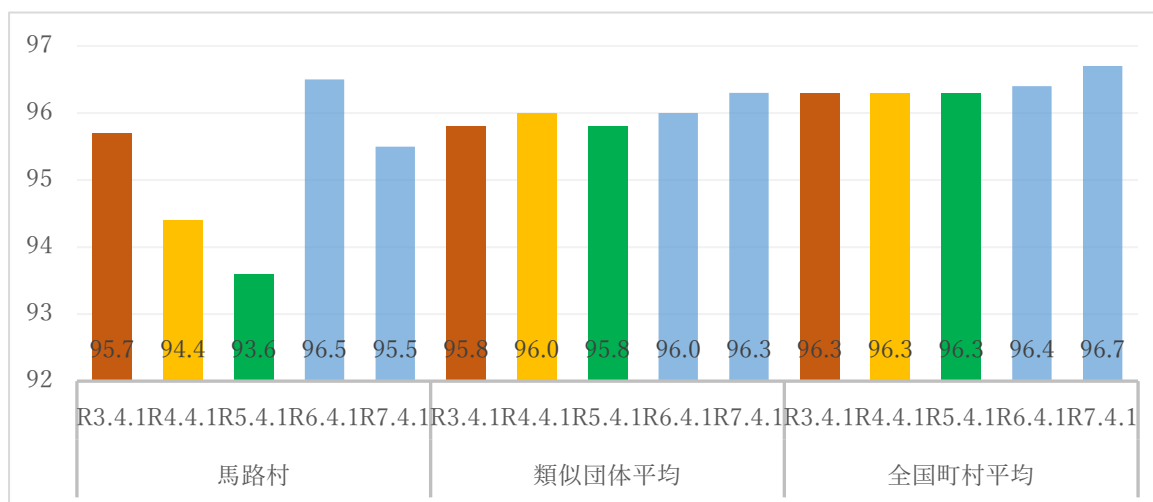
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6 年度	人 42	千円 152,860	千円 27,013	千円 60,973	千円 240,846	千円 5,734	千円 5,732

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

該当なし

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
7年度	円 —	円 —	円 ( — %)	% —	% —	3.62%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
7年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.65

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ①給料表の見直し

[  実施  未実施 ]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容)

一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上昇を実施。(国の7級以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

## ②地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

特になし。

## ③その他の見直し内容

【記入例】扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

## (6)特記事項

なし。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
馬路村	41.1 歳	313,100 円	349,523 円	336,390 円
高知県	41.4 歳	318,628 円	383,990 円	339,495 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.0 歳	323,923 円	381,012 円	351,223 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		馬路村	高知県	国
一般行政職	大学卒	225,600円	225,200 円	220,000 円
	高校卒	200,300円	189,700 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	円	円	—
	中学卒	円	—	—
教育職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—
〇〇職	大学卒	円	円	—
	高校卒	円	円	—

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	— 円	348,050円	370,600 円	332,800円
	高校卒	256,400 円	291,100円	— 円	338,100円
技能労務職	高校卒	円	円	円	円
	中学卒	円	円	円	円
教育職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円
〇〇職	大学卒	円	円	円	円
	高校卒	円	円	円	円

1 当該階層職員がない場合は、近似（前後1年）の階層の状況を記載。

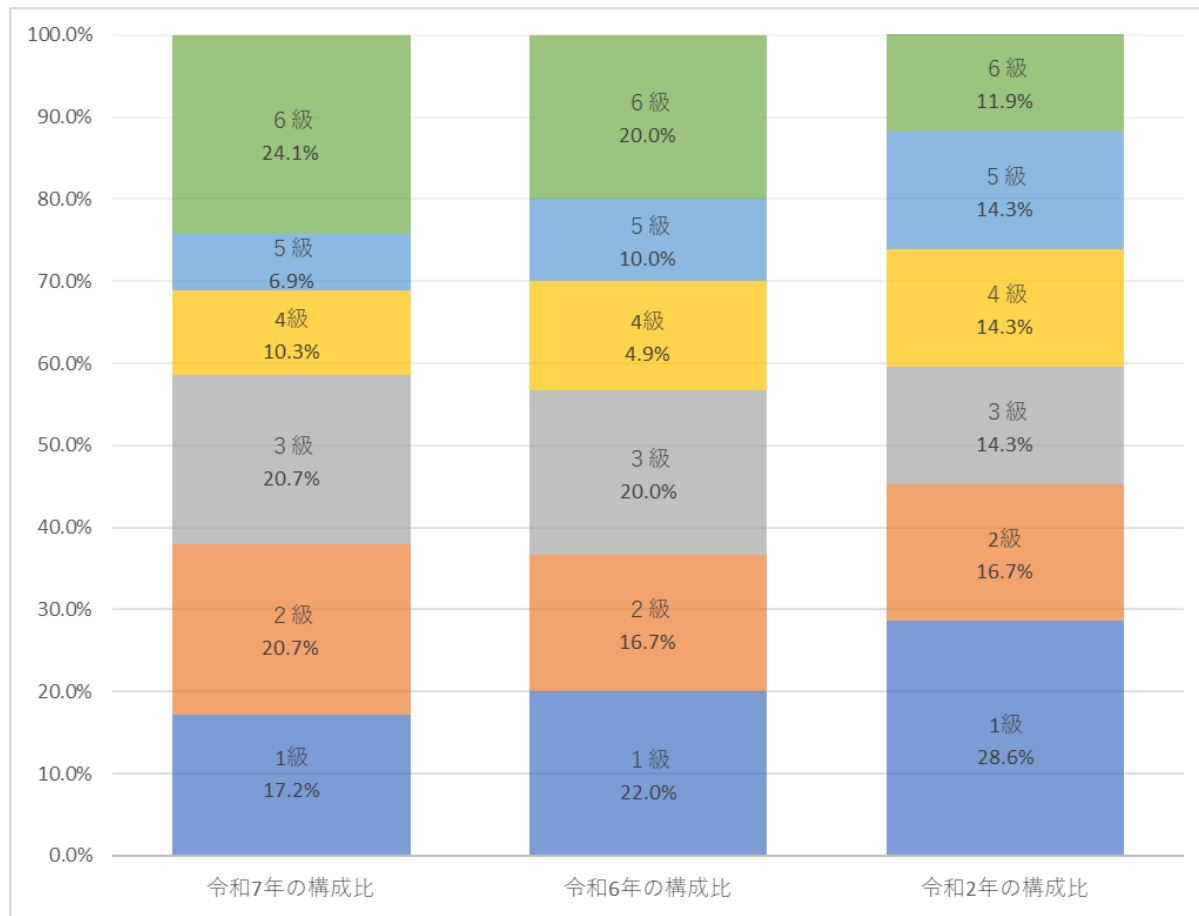
2 経験年数区分及び近似（前後1年）の階層に該当する職員がない場合は「—」と記載。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

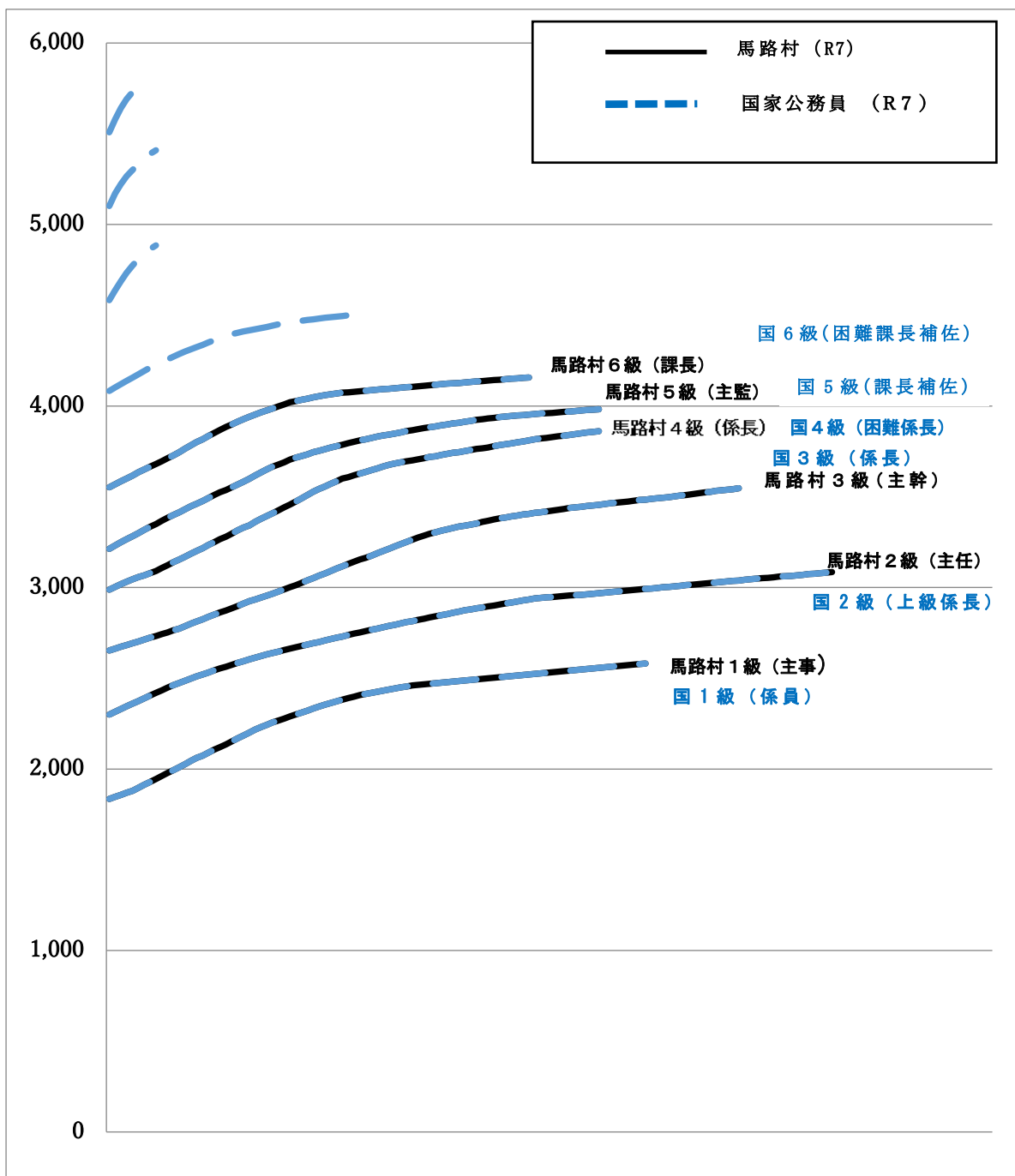
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事・主事補	5人	17.2%	183,500円	258,100円
2級	主任	6人	20.7%	230,000円	308,500円
3級	主幹	6人	20.7%	265,300円	354,700円
4級	係長	3人	10.3%	298,800円	386,100円
5級	主監、課長補佐	2人	6.9%	321,300円	398,200円
6級	課長、支所長、会計管理者	7人	24.1%	355,200円	415,700円

- (注) 1 馬路村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（馬路村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

馬路村	高知県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,467 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,620 千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.1 月分 （1.4）月分 （1）月分 （支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由）	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 1.95 月分 （1.350）月分 （0.975）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 10～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤労手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（馬路村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	イ. 人事評価を活用している	○		○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

馬路村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.2705月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2~20%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
(国を上回る割合としている場合、その理由)					
その他の加算措置 (退職時特別昇給 無し ) (退職時特別昇給を設けている理由)			その他の加算措置		
1人当たり 平均支給額	自己都合	応募認定・定年	-		
	1,649千円	20,055千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

一般行政職について該当制度なし

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		1,200千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		1,200千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		2.2%		
手当の種類 (手当数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度 決算)	左記職員に対する支 給単価
特殊勤務手当	医師	研究活動、診療 所管理、診療	1,200千円	月額100,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	6,080千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	168千円
支給実績 (令和5年度決算)	6,779千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	173千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度 決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 16歳から22歳までの子一人につき5,000円加算	同		3,477千円	217,340円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 ・月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 ・月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1 (その控除した	異	国の支給対象は月額16,000円を超える職員	1,966千円	131,074円

	額の2分の1の額が16,000円を超えるときは16,000円)を11,000円に加算した額				
通勤手当	通勤のため、片道2キロメートル以上自動車等を利用している職員	異	・自動車利用 通勤距離に応じて月額3,300円～39,200円	2,012千円	134,140円
管理職手当	月額33,000円	異	職務の級における最高号給の給料月額の100分の25を超えない範囲	2,376千円	396,000円
管理職特別勤務手当	・週休日等に勤務する場合 勤務1回につき8,000円(6時間を超える勤務は5割増し) ・週休日等以外の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合 勤務1回につき4,000円	異	週休日等の勤務については6,000円から18,000円(6時間を超える勤務は5割増し)、平日深夜については3,000円から6,000円	208千円	34,666円
宿日直手当	日額4,700円			145千円	7,260円

## 5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	704,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		( — )	円	936,000	円 /
給 料	副 市 区 町 村 長	610,000	円		
	( — )	円	775,000	円 /	571,000 円
報 酬	議 長	250,000	円	505,000 円 / 328,000 円	
	( — )	円			
	副 議 長	200,000	円	450,000 円 / 285,000 円	
	( — )	円			
	議 員	175,000	円	420,000 円 / 270,000 円	
	( — )	円			

期末手当	市区町村長 副市区町村長	(令和6年度支給割合) 3.25月分
	議長 副議長	(令和6年度支給割合) 3.25月分
退職手当	市区町村長 副市区町村長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料×在職年数×500/1000 14,080,000円 任期ごと 給料×在職年素×500/1000 12,200,000円 任期ごと
	備考	

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

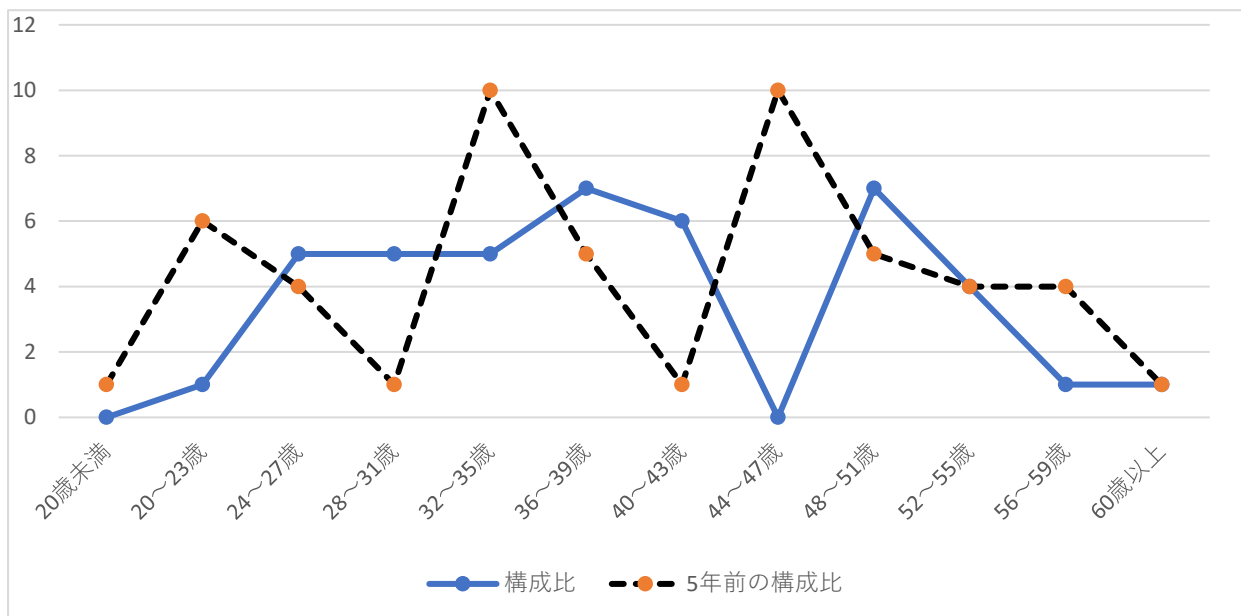
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門		区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年	令和6年	令和7年		
普通会計部門	一般行政部門	議会総務企画	1	1	0	職員3名の退職と1名の採用に伴うもの	
		税務	14	13	△1		
		民生	2	2	0		
		衛生	10	9	△1		
		農林水産	7	6	△1		
商工		2	2	0			
土木		2	2	0			
計	40	37	△3	<参考> 人口1万当たり職員数 485.56 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 207.64 人)			
	教育部門	2	3	1			
	消防部門						
	小計	42	40	△2	<参考> 人口1万当たり職員数 524.93 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 244.85 人)		
公営企業等部門	簡水国保	1	1	0			
	小計	1	1	0			
合計		44	42	△2	<参考> 人口1万当たり職員数 551.18 人		
		[48]	[48]	[0]			

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	5	5	5	5	7	6	0	7	4	1	1	42



(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	42	42	41	38	40	37	△5(-11.9%)
教育	3	3	2	2	2	3	0(0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計計	45	45	43	40	42	40	△5 (-11.1%)
公営企業等会計計	2	2	2	2	2	2	0(0%)
総合計	47	47	45	42	44	42	△10.6(%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。